

ざいます。ただ、御承知のように、執行吏の制度、これは従来——執行官法が制定される前の執行吏でございますが、この制度は、御承知のように、明治時代からずっと制度的に放置されており

まして、それだけに非常にいろいろな多くの問題が積み重なっております。それを幾らかでも改善したいということ、その第一段階として昨年執行官法が制定されたわけでございます。そこで、執行官法の制定にあたりましては、従来の執務体制の整備と執務体制の改善ということに重点を置

きまして、たとえば役場を裁判所外に自由に設置していた、これを裁判所の中に吸収してつくる、あるいは債権者の委任を受けるにあたつて執行吏が直接取引で委任を受けるという体制を改めまして、裁判所に申し立てをして、裁判所が事件を執行官に分配する、そういうった手続面の執務体制の改善をはかったのが昨年の執行官法の制定の趣旨でございます。で、これは最初に申しましたように第一段階の改善策と考えておりましたので、今後残された問題につきましては第二段の改善策を考へるということになるわけでございますが、執行官法が施行されましたのが昨年の十二月三十一日でございます、またその施行後の状態も十分に検討した上でござい、まして第二段の改善策を確定的に考へるわけにはいかないのではないかと。まあ私もといたしましては、改正後の実情をもう少し実態調査などによつて明らかにしました上で第二段の改善策を考へていきたい、このように考へておるわけでございます。

いま仰せになりました手数料の問題でございますが、これは確かに制度的にいろいろ問題がございます。しかし、明治以来この手数料の制度がとられておるといふことはまたそれなりに理由もあるわけでございます。これを單純に俸給制にするわけかえるといふだけで済む問題ではないといふふうに考えておるわけでございます。外国でも俸給制を採用しているところとはほとんどございませぬ。手数料制が大部分であります。手数料制に俸給制を加味しておるといふところもござ

います。まあそういういろいろな批評がございますので、国内の執行吏の業務の実態、外国の制度を比較検討いたしまして、第二段の改善策を考えていきたいというふうに考えております。

○大森創造君 この執行官というのは、東京あたりは手数料がすいぶん入るでしょう。それで、地方裁判所ごとに職務がありますから、すいぶん手数料が多いところと少ないところがあると思うのですが、東京あたりで一審多い人はどのくらい収入があるのですか。

○最高裁判所長官代理人(宮野啓蔵君) 仰せのとおり、執行官の収入というものは俸給でございますんで手数料でございますために、全国的に見ますと非常にでこぼこがあるわけでございます。で、事件の多いところと少ないところで収入が違いうわけでございまして、東京あたり非常に多いんじゃないかという御指摘でございますが、東京は少ないわけではございませんが、全国的に見ますと、東京が個人的な収入の上におきまして一番多

いというわけではございません。それは事件のわ
りあいには執行官の数が多いということござい
まして、個人個人の収入から見ますと、大阪、名
古屋あたりが一番多い人があろうかと思ひます。

「一番多い人がどのくらいかということをごい
ますけれども、その点ちょっとたたいま資料を
持つてまいりませんでしたけれども、どの程度の
収入になっているかということを表にしたものを
持つてまいりましたので申し上げてみますと、一
番極端に少ない十万円未満という人が全国に一

人、十万円をこえて二十万円までが五人、二十万円から四十万円までが二十五人、四十万円ないし八十万円という人が四十二人、六十万円ないし八十万円という人が三十七人、八十万円ないし百万円という人が四十三人、百万から百五十万という人が六十四人、百五十万をこえる者が百二十四人ということになっておりまして、まあ一番、百五十万ぐらいが平均になっておると思います。

○大森創造君　それで、そういう手数料は右左自分の所得になるわけですか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓盛君) 実は執行官の収入にはもう一つ立てかえ金収入というのがございます。つまり、旅費等の、あるいは食料であるとか、そういう収入がございます。これがや

や手数料の収入と同じくらいじゃないかと思えます。しかしながら、この旅費などを申ししますと、これはやっぱり大部分が実費としてなくなります。それから手数料収入のために事務員を雇っておるとか、そういう人件費のために全収入のうち半ばというものは経費にかかるわけでございま

す。でございますから、まあ年間百五十万ぐらいがただいまのところの収入かと思えます。

○大森創造君　わかりました。そうすると、そういうばらばらなアンパランスなものであって、それがまあアメリカあたりにおいてもそういうものであると、一がいには固定俸給制に切りかえるのはむずかしいというが、日本の司法制度からいってだんだんには固定俸給制というものに切りかえるお気持ちをお持ちでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(菅野啓蔵君) 制度の問題でございますから、私のほうから申し上げるのはいかがかと思いますが、実情というよりよいことでお聞き取りいただきたいと思います。何

ぶん執行官の仕事というものは非常に困難な仕事でございます。そしてまあ、この仕事に当たる人を求める、しかも相当の程度の教養のある、学識のある人を求めるというのはなかなか困難な問題であるということは、御了解いただけると思います。それで、具体的に申しますと、うんと高い俸

給に格づけできればあるいはこういう困難な仕事にも人が来てくれるかもしれません。しかし、これはまあ一般の公務員制度の中で執行官をどのくらいに格づけるか、私どももいたしましては非常に高いところに格づけしてはいいのでございませうけれども、これは他との比較もございしますもので、そういうこともなかなか困難だということもお認めいただけると思います。そういたしますと、やはりそこに手数料制というものの一つのメリットが出てくるわけでございます。この公務員

の格づけの中ではそう高くはないとしても、困難な仕事をたくさんやればそこに相当の収入があるということ、人が来てくれるという面があるわけでございます。それならば、いなかに参加します

と、先ほども申し上げましたように、極端なところでは年間十万円にも満たないという収入のところがあるわけでございます。これを補いましたために、いわゆる補助金の制度がある。それで、補助金の制度があるがために、要するにまあそういうところですと、結局手渡料の収入が少ないように

事件の数も少ないわけですが、比較的に少ないところがございます。そういうところで最小限度六十五万円の保障はあるということで人が来てくれるというので、手数料制度をとりながら補助金の制度を片方であり、そしてなおかつそれでなり手が無いところでは、執行官法にも制度がございますように、裁判所の職員を執行官の仕事させるために指定できるいわゆる代行者機関という制度で、離島であるとか遠隔の地で人

を得がたいところを補っているという現状なわけでございます。理想といたしましては、非常に高い俸給制度を設けまして、全部を公務員にするというところが理想でございますけれども、現実の

問題としてなかなか高い格づけの俸給を得がたいということになれば、人を得がたいということの実情のために、手数料制をとりながら、補助金制度であるとか、代行者機関の制度であるとかいうことで補つてやつておるといふのが実情でございます。

職の執行官の自然減がございまして、それを充たしないうことで、いりから約三、五年計画で裁判所職員に代置するという考えがございまして。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行官法で、従来の制度にありました執行吏代理という制度を廃止するということになりました。しかしながら、経過的な措置といたしまして、当分の間はそういう人もしばらくの間は仕事をさせる。しかし、これは暫定的な措置であるから、ここ三、四年のうちにそういう人が執行するということが

なくなつていくようにということを目しておるわけでございますが、ただいまそういう関係で、現在執行吏代理という形で職務を行なつてゐる人は二百人ばかりあるわけでございます。そのうち、こまかく申しますと、送達だけやつてゐる人が約半分で百人、あとの百人の、いわゆる執行吏の、執行官の代理をしてゐる人が百人、これを三年のうちにそういう人が執行するといふ姿をなくして、いこうといふことでございますが、これをなくしますと、ただいま三百六十数名おります執行官では間に合いませんので、理想的に言えば、あと百人ぐらいの執行官の増員を必要としてゐるわけでございます。こゝろ正規の執行官によつて執行を行なうことにしたい、そのためには百人余りの増員をし、そして、ただいまは執行吏代理、臨時職務取り扱い者と言つておりますけれども、そういうものをやめてまいりたいと、かように思つてゐるわけでございます。

○大森創造君 ちよつと私わからないので聞きますが、執行官が報酬を払つてゐる臨時職務取り扱い者といふのですか、その数はどのくらいいるのですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) この臨時執行官職務取り扱い者といふものは、執行官が自分の手足として使つてゐる人でありまゝるので、執行官とその臨時職務取り扱い者との関係は委任関係でありまゝるので、執行官がその人に報酬を払うといふ私法上の関係になつてゐるわけでございます。そういう制度は非常におかしいといふことで、廃止することになつたわけでございます。その数が、先ほどもちよつと申し上げましたように、現在二百七名おるのでございます。全国的に見まして、その中で、この執行官法の制定によつてやめていかなければならない人は、いわゆる執行吏代理者でありまして、それが九十七名、あとの人は送達をやつてゐるいわゆる送達代理でありますので、この人たちは三年の後に置きまして残つていくだらうと思つておりますが、問題は執

行の代行者九十七名という人が問題になつてゐるわけでございます。

○大森創造君 そうすると、その執行代理者が退職することによつて、その九十七名の所遇ということが問題だらうと思ふのだけれども、その点について何か配慮がございませうか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) その点が、執行官法施行に際しまして、私も一番心配した点でございます。それで、執行官法の施行の際におきましても、当分の間は旧法任命資格で執行官を採用できるという暫定措置を講じまして、その結果、執行吏代理の者が一定の修習期間を経ますれば試験を経た上で執行官に任命できるというこゝろにいたしてありますので、そういう意味におきまして、修習をただいま命じております者が数名ございませうし、それからすでに修習を終つた試験を終つた上で執行官に任命した者が二十六名ございませう。その余の数十名といふ人の運命というものが、行き先といふことが案ぜられるわけでございますが、従来の経過から見ますといふと、年間にやばり二、三十名の人が自然にやめていつてゐるというものが従来の経過でございます。これは執行吏代理といふ人は相当の年齢者が多いためであらうと思ふのでございませうが、そういうふうにして、なおやばり二、三十名の人が三年後にやばり問題になるわけでございますけれども、そのうち資格のある人は、今度執行官法の施行によりまして、裁判所の事務官といふものが会計の關係あるいは受付の關係で相当数必要となる、そのための増員の要求もしておるわけでございますので、そういう方面にも吸収できる人は吸収していきたい、最後までそういう人のめんどうは見えてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

○大森創造君 いままでの説明で大体わかつたところもございませうが、衆議院の附帯決議にもありましたように、各地方裁判所内に執行官の職務場所を確保するといふこと、それから執行官の事務の公平な分配など、執行官法の趣旨を具体的にどういふふうによつておられますか、簡単にもう一回

御説明いただきたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行官法の制定によりまして、執行吏役場という制度がなくなりまして、といふことは、つまりもう少し完全な形で執行吏といふものが、執行官といふものが裁判所の職員といふことになつたわけでございます。それはひとつ、そういうことになりました以上、執務する場所も、従来のように裁判所の建物の外にあるといふ形を順次廃止しまして、裁判所の中に執行官の事務室を設けるといふことになればならないわけでございます。そこで、昨年執行官法の御審議を願つてゐる際は、執行官の事務室が裁判所の外にあるといふところが全国で六十力所近くあるわけでございます。その後いろいろ努力をいたしまして、ただいままだ裁判所の中にそういう事務所がないといふところが十五力所ばかりあるわけでございますが、結局、執行官法公布からただいままでの間に、約四十力所以上を裁判所の中に収容いたしましたといふことでございませう。まだ十五力所ございませうが、何ぶんやばりこれは物的施設を伴ふものでございませうので、予算を要すること、一挙にできないといふことが遺憾ではございませうが、これは近いうちに裁判所の中にそういう事務室を設けるといふことに向かひまして予算的な手当てのために努力をいたしたい、かように思つておるわけでございます。

それからなお、従来執行吏の制度で問題でございまして、いわゆる委任制のために、事件を特定の執行吏に頼むといふことから、執行官と債権者との間に不明朗の關係を生じて、とかくのうわさがあつたわけでございます。で、その点を改正するために、申し立て制といたしまして、そして、申し立て制といたしまして、それは執行官の事件といふことではなく、裁判所の事件といふことになりまゝるので、裁判所が事務分配をして、債権者と執行官との間の不明朗な關係といふものをそこで断ち切ることができるといふわけでございます。裁判所が事務分配をするといふ制度になり、そのための規程を設け、原則として受け付けの順序に

よつて、裁判所の事件と同じように順点して割り当てるといふことになりましたので、債権者との間の不明朗な關係といふことについてのとかくの風評はなくなるというふうによつておるのでございます。

○大森創造君 沼津でしたか、事件がありましたね。執行吏の収賄事件があつて、そのために沼津の執行吏全員退職したといふふうによつておられますけれども、事件の内容はどういふことなんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 仰せのとおり、これは非常に遺憾な事件でございますが、沼津の執行官四人おつたのでございませうが、いずれも収賄といふことで、つまり債権者に事件の便宜をはかつたといふことで刑事事件になつたわけでございます。ただいま起訴状等を持つてまいりませんものでございませうから、内容等詳しいことはちよつと失念いたしましたけれども、金額といたしましては四、五万円程度の人が最高の収賄の額であつたかと思ひます。しかし、これは執行官法施行前——三十八、九年のときのことであつたかと思ひます。そして、すべてこれらの人は刑事処分になりましたので、懲戒の処分をいたし、そしてそのあとの補充をして、ただいま事件をやつてゐるという状況でございます。

○大森創造君 そうすると、沼津の執行業務は支障はないわけですか、現在。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) その事件が起きた、たゞちやうといたした當時は、何ぶんにも全員が警察に連れていかれるといふ状況でございまして、多少の混乱はございましたが、ただいまは後任を補充いたしましたので、ただいまのところ支障なく事件をやつております。

○大森創造君 この問題に關連して、いわゆる競売屋とか道具屋とかいふものがございませうけれども、そういうものの口とかそれから筋とかいふものを、事例をあげて、ちよつとわかりませうので、説明してくれませんか。どういふことな

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 執行制度につきまして、執行官法という法律で組織法的な部分といふものはやや改善されたといふことを申し上げることができると思ふ。ただ、手続法の面におきましては、強制執行法の改正といふことがまだ実現しておりませんために、執行の手続に關していろいろ問題があるわけでございす。その一つが、あるいは道具屋であるとか、ブローカーであるとか、あるいは執行屋であるとか、立ち会い屋であるとか、執行手続を取り巻くいろいろな人々から起きてくる問題なのでございすけれども、なぜかといふものを一挙に排除してしまわないのかといふことに御疑問があらうかと思ひます。ここにたとえて申しますと、道具屋といふものがございす。道具屋といふものは、これは動産競売におけるまあ商売的な買受け人、競売人になる人でありまして、転売によつてもうけて商売をするといふ人でございす。で、こゝういふ人がなぜ残つてゐると申しますか、ある意味では社会的な機能を営んでゐるわけでありまして、元來この動産競売といふようなことは、將來の姿から見るといふ、いまの家財道具を全部を押さえていくといふような制度は時代おくれでございまして、將來強制執行法が改正になれば、差し押えられるべき物件といふようなものは非常に制限してもいいのじゃないかと思ふ。家財道具のがらくたまで全部押さえるといふような制度といふものはなくなつていっていいのではないかと思ふ。また、こゝういふふうに社会は進歩していくものであると思ふのでございすけれども、それとして現に外国あたりの例を聞いてみますと、自動車も、こゝういふものは生活の必需品として差し押え禁止物件になつてゐるといふふうに聞いております。ところが、日本の現状からいいますと、たとえばテレビを押さへるとか電気冷蔵庫を押さへるといふことが実情なわけでありす。こゝういふものを禁止してしまふといふようなものでございすけれども、じゃそれ以外に何を、押さへる物がいまの債務者の多くの場合にあるかといふと、ほと

んど物がな、こゝういふがらくたでも押さへなければならぬ。こゝういふがらくたは、これは債務者自身にとつては価値のあるものでございす。日常それで生活をしてゐる。第三者に転売するといふことになれば、これは二束三文。こゝういふものを競売の対象にしてゐるといふことは、それを差し押さへるぞといふことを債務者が言へば、債務者はやはり無理をしても、まあ分割弁済をして差し押さへを延ばしてくれといふようなことで、まあ差し押さへでなくて、いゝゆる間接強制的にその差し押さへが利用されておつて、それによつて債務の弁済といふことが一部なされるというやうな關係で、それはそれなりに日本の現在の社会では無意味ではないわけでありす。こゝういふに私も見てゐるわけでありす。それで、なぜ道具屋といふものが出てくるかといふことになりまして、これは道具屋があつて、これは債務者に売戻すといふことが通常の慣行でございす。なぜかといふと、こゝういふがらくたを買つて他に売ろうと思つても、買つといふ人は、前の債務者以外にはほとんどこゝういふ客といふものはないわけでありす。で、道具屋は非常に安く買いたたくのではないかといふことがあるわけにございす。これは債務者の面から見ると、非常に高く買われてしまつては、買戻すときに債務者が非常に困るわけにございす。債権者の立場からすれば、高く売れば困る。しかし、高く売れば困る。二束三文のがらくたでございす。こゝういふものを賣つては道具屋しかいない。道具屋は債務者に買戻させるといふやうな關係にございまして、非常に安く買いたたかれるやうでありますけれども、買戻す側からいふと便利な面もある。非常に複雑な關係で差し押さへといふものが現状、動いてゐる。こゝういふことがいかに悪い。將來の進歩した社会においては、差し押さへ物件といふものは非常に制限をするかわりに、こゝういふものは競売に出してはつきり高く売れるやうなものだけを差し押さへるといふ制度に

なつていくべきではないかと思ひます。日本の債権者、債務者の現状といふものはこゝういふ現状にあるといふこととございす。

○大森創造君 一言。わかりましたけれども、道具屋といふものは、これは商売なんです、プロフェッショナルなんです。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) これは、いゝゆる競売だけでやつてゐるといふ人はおそろく少ないのじゃないかと思ふ。普通の、何と言ひますか、骨とう屋ですか、それと兼ねてやつてゐるといふやうな人が多いのじゃないかと思ひます。こゝういふ意味では、商売人といへば商売人でありす。

○大森創造君 これは、ひとつ資料として出してほしいと思ふ。こゝういふのは、各地方裁判所の競売屋、道具屋の數、ある程度の実態、概數といふやうなものをお出しただけですか。むずかしいですか、これは捕捉しがたいですか。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) これは、非常にやりに浮動するのでございまして、この実態を非常につかみにくいのでございす。ただ、こゝういふ人たちが現実におるといふことはわかつておるのでございすけれども、これ、地方裁判所にそれを調べると申しましても、なかなかつかみにくいんじゃないかといふふうに思ひます。

○大森創造君 私の調査したので調べますからいい。それで一応終ります。

○中山福蔵君 それでは、ひとつ法務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

実は、この前の委員会の當日、大体私の考へておりますことを申し上げて、法務大臣に御伝達を願ひたいといふことを申し上げておいたのですが、その要旨は、どうも長い間の競売、競落の關係についていろいろな弊害がある、こゝういふ点にかんがみて、いろいろな改正が行なわれるといふことはまことにけつこうなことでございす。この競落のときにその競落者の資格といふものがこの際相當は注目するものじゃないかと考へておるわけ。それは、第三國人を交へたあ

る種の暴力的な素質と申しますか、傾向を帯びた連中がその競落に参加してゐるといふ実態を私どもは見えてゐる。それで、あたかも建設者が各種の入札の場合に、その資格をちゃんと、何と申しますか、資格条件といふものを一応事前において審査して、そして入札の資格を与へてゐる。それで、こゝういふやうな処置をおとりになるお考へがあるかどうかといふこと。並びに、その競落されるという人々の立場といふのは、ある場合においては連帯保証人がやられる場合がある。私は連帯保証に立つた人が首をくくつて死んだのを見たのです。それで、こゝういふやうな残酷な結果をもたらすこの種のいゝゆる入札については、これはやはり行政面から政府としては相當の考慮を払ふ必要があるんじゃないかといふことをふだんから考へておるわけなんです。こゝういふ点につきまして、こゝういふことを防止する意味において、いゝゆる入札者の資格といふものを限定しておく必要があるんじゃないかといふやうなことをふだんから考へておるのですが、法務大臣のお考へはどうでしょう、第一点それをひとつお尋ねしておきたい。

○國務大臣(田中伊三次君) 問々ありがちな世の中の実情にかんがみて、たいへんごもっともな御意見かと存じますが、裁判所からひとつお答えを申し上げます。

○最高裁判所長官代理者(菅野啓蔵君) 競落につきまして資格制限といふことでございすけれども、御趣旨は、ごもっともで、こゝういふ点につきまして留意を加へつつ、法務省のほうで御準備を始めてなつてゐると何つておられます。強制執行手続の改正のときに、こゝういふ点につきまして十分に御検討をさしていただきたい、こゝう思つております。いますぐこゝういふやうなことに裁判所はきめておるといふふうには申し上げられないのでございす。

○國務大臣(田中伊三次君) 裁判所からまずお答えをいただいたわけにございす。ただいま中

○最高裁判所長官代理者（細江秀雄君） ただいまの御指摘のとおり、この調停委員は三十七年に東京家庭裁判所の調停委員に選任されまして、本年の四月三日に辞任をいたしております。

○山高しげり君 これも新聞が伝えているところでございますが、この稲永という婦人が犯罪を犯しましたことが問題に内部でなつて、当人が一月

に辞表を出すに至った。それを正式に辞任の扱いになったのが四月だと、こんなふうに出ておりますが、その点いかがでしょうか。

○最高裁判所長官(代理人)(細江秀雄君) その点につきましては、私実は新聞の記事のたぐいま御指摘の点は承知いたしておらないのでございますが、本年の四月三日、本人からは病氣ということを理由に辞任の届けが出まして、東京家庭裁判所ではそれを受理しておるわけでございます。その間の事情につきまして、実は東京家裁のほうに尋ねてみたわけでございますが、東京家庭裁判所と

いたしましては、辞任の辞表を受理する際には本件のような事案があったということを全然知らなかったということでございます。

○山高しげり君　そういたしますと、本人からは四月になって病氣を理由で辞任の辞表の提出があった。新聞の、一月に辞表が出て、当局として

はそれを四月にお認めになったということではないのでございますね。

の御質問の点でございますが、私の手元に参っております辞任届けの写しは、四月三日付といふこ

○山高しげり君 この事件は、いまお調べ中でも

ございましょうし、その事件の内容に触れていくことはどうかと思いますので、一殺論として、家

庭裁判所調停委員につきまして伺いたいと思ひます。

まず最初に、家庭裁判所の調停委員が任命をされます経路と申しますか、どのようにして選任されるのでございませうか、その手続をひとつ承りたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員の選任、正確に申し上げますと、調停委員となるべき者の選任につきましては、最高裁判所の規則がございまして、これは調停委員規則という規則でございまして、この規則によりまして、選任の基準をいたしましては、「調停委員となるべき者は、徳望良識のある者の中から選任しなければならぬ」ということが第二条の第一項に掲げられております。なお、調停委員につきましては、民事調停委員あるいは家事調停委員というふうに、いろいろ各種の種類がございまして、そういうふうな特別の知識経験を備えた者の中から選任するということを同じく第二条に掲げられております。具体的な選任基準につきましては、第九条で「調停委員となるべき者の選任及び調停委員の指定に關し必要な事項は、地方裁判所又は家庭裁判所において定めることができる」と、こういうふうになつておりました。民事調停委員につきましては地方裁判所、家事調停委員につきましては家庭裁判所において、それぞれ詳細な選任の基準というものをご定めておられるのでございまして。

○山高しげり君 そういたしますと、この場合は、東京の家庭裁判所の選任基準を拝見しなければほんとうのこととはよくわからぬわけではございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 東京の家庭裁判所の選任基準と申しますか、これは内規としてあるわけだと私考しておりますけれども、大体いまの東京の様子を聞いてみますと、第一次に書面で審査をいたしまして、第二番目にその候補者に面接をしてその人物を見る、それからその上で裁判官会議にかけまして調停委員となるべき者の

選任をきめるといふふうな手続をやつております。

○山高しげり君 その最初に書面審査をなさると申しますと、その候補者はどこから選ばれてくるというわけではございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) これもやはり各裁判所によつて違つておりました。推薦母体のあるところもございまして、また推薦母体がないところもございまして、また推薦母体があるところもございまして、たとえば選任母体のあるところもございまして、弁護士会、あるいは調停協会、あるいは市町村、あるいは医師会とか、そういうふうな各界各層の団体から推薦をしていただくという場合もございまして、また個人の方から推薦していただくという場合もございまして、東京家裁の場合にも、自薦の場合もあるように聞いております。

○山高しげり君 自薦あり他薦ありということらしいと申しますけれども、一般に家庭裁判所の調停事件というものは戦後非常にふえておりました。一般人もなかなか関心も持ち、ある程度知識も持つてゐるかと思ひますけれども、ただ調停委員がどこでだれの手で選ばれてくるのだらうというふうなことは、非常にふだんからやはりよく私どもも質問を受ける点でございまして。ただいま仰せのように、弁護士会とか、あるいは調停委員会でございますが、こういう問題に關係のあるような一つの団体のようなものの御推薦があるということとはよくわかるのでございまして、医師会という仰せでございまして、これはまあ幅の広い人事の問題でございまして、この医学に關係のある問題も当然出てくるのでございましてけれども、当局から弁護士会に、あるいは医師会に、何人か候補者を選んでほしいというふうな要求をなさるのですか、それと団体のほうから自発的に推薦するのでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 私も実はその点の詳細については、ここではつきり申し上げることはできないのでございませうけれども、大

体推薦母体を持つておるところでは、毎年の年度末に、各々いろいろな弁護士会、あるいはそういう医師会とか、そういうところに適任者の推薦方をお願いしておるのが実情でないかというふうなに推測いたしております。

○山高しげり君 御推測でございまして、推薦母体というその名称をお使いになるわけではございませうが、そうすると、それはその裁判所のほうから推薦母体とみなされるという何か条件があるものでございませうか、この団体とこの団体は推薦母体とみなしておられるというふうな。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま推薦母体ということばはあるいは不適当かもしれませんが、調停委員は各界各層から適材な方に出ていただくということが裁判所としては最も望ましいわけではございまして。したがしまして、弁護士の出身の方も必要でありまして、また医学的な知識をお持ちの方も必要でありまして、また農事關係におきましてはその方面の専門的な知識をお持ちの方も必要でありまして、鉅額調停委員ということになりますとその方面の特別知識をお持ちの方も必要であります。そういうわけで、各それらの方々の所屬する団体に適當な方の御推薦をお願いするという場合が多いのでないかというふうな考へております。

○山高しげり君 先ほど大臣も、ちゃんと基準があり、手順があつて選んでいられるとおっしゃったのでございまして、それでいまだんだん規則の内容を伺つておられるのでございませうけれども、そういういたしますと、それぞれの地方地方での裁判所で、その推薦母体を適宜お選びになつて、そこへ御依頼になると、こう解釈してよろしいのでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 先ほどもちよつと申し上げましたように、そういうふうな推薦の母体があるところもあるし、またない裁判所もございまして。推薦母体のあるところでは、先ほど申しましたような手続で推薦の御依頼をお願いするということにならうかと思ひます。

○山高しげり君 そういたしますと、それはその家庭裁判所のそれぞれのお考えによつて推薦母体というものが決定される、こういうふうな解釈してよろしいのですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 最高裁判所といたしましては、具体的な調停委員となるべき者の選任は、民事調停については先ほど申しましたように地方裁判所に、家事調停委員については家庭裁判所にまかしてございまして、各地裁あるいは家裁において選任いたしておられるわけではございまして。

○山高しげり君 どうも、私もがしろうとのせいで、各家裁におまかせになる何か基準といひますか、そういうものがないことはふしぎのようには思ひますけれども、いかがなものでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 一般的な、抽象的な基準をいたしましては、一番冒頭に申し上げましたように、最高裁判所の規則というものの中に調停委員の規則がございまして、その規則に、抽象的にこういふ方が調停委員として望ましいという規定がございまして、またこういふ人は調停委員としては不適格であるという不適格の事由も規定されております。こういうふうな抽象的な、一般的な規定が最高裁の規則にございまして、こまかい細目につきましては各地・家裁に委任をしておられるというのがたまたまでございます。

○山高しげり君 推薦母体が存在する。そうしてそれは、現在問題にしておりますのはこの家庭裁判所の調停委員でございまして、各家裁に推薦母体は自由になされておられる、こういうことになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) どうも推薦母体ということばが非常に問題になつたやうでございまして、實際上選任するに於いてどういふ方が適任かというのを把握するためには、弁護士会、あるいは調停協会、そういうところにお願ひして適任者の推薦をお願いするということではございまして、それを推薦母体と言へば推薦母体か

もしませんが、むしろ推薦母体じゃなくて、こちらが諮問する団体と申しますか、そのほうが適當なことばではないかというふうに考えております。

○山高しげり君 推薦から諮問に変わってきたわけですが、そのいずれにしましても、当局が最適任の方を得たい、そのためにひとつ諮問なり推薦なりを依頼するような団体が現在ある、そこまではわかりました。その推薦団体、あるいはその諮問団体という、名称はいずれでもよろしゅうございしますが、御相談になる組織、いわゆる最初に推薦母体ということばをお使いになった、その対象になるものの基準というものは最高裁の規則の中にならぬでございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) それはございしません。各地・家裁にまかしております。

○山高しげり君 そうしますと、推薦母体を活用しないで人選していらつしやる家裁もあり得るのございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 先ほど来申しましたように、そういう母体を活用しない裁判所もございします。現に東京家裁では、そういう団体は活用しておらないと思ひます。

○山高しげり君 この問題の調停委員は、東京家裁の調停委員のようでございします、したがって、そうすると、これは個人の推薦で出てこられた委員でございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 私の承知しております範囲では、問題の委員は個人の方の推薦によって裁判所が選考した上で選任したというふうに聞いております。

○山高しげり君 それでは、いろいろな経路をとって、個人の推薦であれ、推薦母体の推薦であれ、もちろん当局が、書面審査、あるいは面接、裁判官会議という、いろいろな過程を経て最後の決定をしていただけるわけにございしますが、現在全国で家庭裁判所の調停委員は総数でどれくらいおいででございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 昭和四十

二年の一月一日現在におきまして、家事調停委員の数は一万八千四百五十五人というふうになっております。

○山高しげり君 そのうち東京は。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員の数は、先ほど申しました最高裁の規則の中で、二百名以上五百名以下というふうになって規定されております。しかし、各裁判所によりまして、事件の数あるいは地域の関係その他がございします、特に規定されたワケをこえて調停委員を選任する必要のある場合には、最高裁判所の許可を得ればその人数以外の者を選定できるということになっております。現在東京家裁におきまして選任されておりますのは、六百四十六名の調停委員が選任されております。

○山高しげり君 全国で一万余四千五百人、それから東京で六百四十六人、男女別、ついでに何い

ましようか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 昭和四十二年の一月一日現在におきましては、男子が全国で一万二千五百六十六名、女子が五千四百七十九名、こういうふうな数になっております。

○山高しげり君 東京も何いたいのです。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 東京家裁裁判所におきましては、男子が三百五十九名、女子は二百八十七名、こういうふうな数字になっております。

○山高しげり君 ありがとうございしました。

それで、それらの方々の中には、その調停委員をなさっております年数でございしますね、それが最高と、一番新しい方、どれくらいい

でございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 原則として、最高裁判所長官代理者は毎年選任するということにございします、調停委員の任期は一年ということになっておりますけれども、再任を妨げないわけにございします。したがって、古い方は相当年数

やっておられますし、いま私の手元に、全国的に見てあるいは東京家裁におきまして一番長い人は

何年という資料を持ち合わせておりませんので、はつきりしたお答えは申し上げかねるわけにござい

ます。

○山高しげり君 この一年一年で更新をなさると

いうのは、何か理由はございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) これは民事調停法第七條、家事審判法第二十二條に、毎年これを選任するという規定がございまして、法律の規定に従って行なっておるわけにございします。

○山高しげり君 それはわかりますけれども、結局、その毎年毎年更新をするという考え方の根本になるものがあると思ふのですけれども、任期が二年あつても三年あつてもよろしいというものでございしますけれども、毎年毎年入れかえをなさ

る、ただし再任を許されるといふと、その入れか

わかつて新しくなつていく率はどんなものでございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) やはり調停委員に新しい新風と申しますか、それを吹き込む意味におきまして、毎年ある程度の数の調停委員の新しい方を入れかえるという必要が起つてまいるわけにございします。現在、大体毎年新しく選任されて交代していかれる方が二〇%近くでな

いかというふうにいよいよその数を記憶いたして

おります。

○山高しげり君 これは正確な数字が、後ほどで

よろしゅうございしますが、わかりましたら資料を

いただきたいと思います。

で、私もがまあ個人的に存じている方でもう

十数年やつていらつしやる方もございしますが、年

齢はどんなことになっておりましたか、何か制

限がございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 年齢につ

きましては、別に制限がございしません。したが

いまして、家事調停委員につきましても、相当高

齢の方がなつておられるという場合がござい

します。しかし、平均いたしますと、昭和四十二年度では

六十四歳というかなり高齢な平均年齢になつてお

ります。

○山高しげり君 ついでに伺ひますが、高齢な方

が多いと同時に、委員の中には病氣等で相当長く

休んでいらつしやる方がおありのよう

でございしますが、そういう場合にも何か限度がござい

ますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) この問題

につきましても、現場の各家庭裁判所に一任して

おるわけにございしますが、各家庭裁判所におき

ましてもやはり年齢の範囲というのを考えてお

るよう

でございしますけれども、何分、先ほど山高委

員から御指摘のとおり、十数年で、あるいは家庭

裁判所始まつて以来調停委員をなさつて非常に調

停のために尽くされたという方を高齢のゆゑに再

任をしないということはある程度情において忍び

ないというところで、そういう高齢の方は残つてお

られる場合が間々あると申しますよりも、相当あ

るというふうには私も承知しております。

○山高しげり君 これらの委員さん方がいろいろ

な事案をお取り扱いになります場合、手当という

ものが出ておるかと思ひますが、その金額はいか

ほどでございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員

に対する旅費、日当は、現在のところ一件につ

て九百円というふうになっております。

○山高しげり君 一日のうち午前一件、午後

一件というふうな、事件が重なる場合もあり得

るでございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま

御指摘のとおり、午前一件、午後一件、午後

さらに他の事件を扱うという場合も間々ござい

ます。そういう場合には、支給の基準をいたしま

して千六百円が最高限度ということになっており

ます。

○山高しげり君 一件を取り扱つて九百円、二件

になりますと割り引きみたいでございしますが、そ

の支給基準というのはどういう考え方から出るの

でございしますか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) これは結

局予算に關係する問題でございまして、大体調停

委員

七

委員の日常につきましましては、国会の御審議を経まして一定の予算のワケというものがきまつてゐるわけでございます。これに対して調停の事件あるいは調停の回数というものを考慮しまして、その予算のワケ内でまかなえるという基準を最高裁のほうで定めて、その基準を各地・家裁に流しておるといふわけでございます。

○山高しげり君 そういたしますと、一件九百円というその旅費、日常を積算の基礎に置いてはじき出して予算をお取りになるというわけではないのですか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま仰せのとおり、積算の基準としては、一件九百円というところで積算の基準にいたしております。

○山高しげり君 そういたしますと、一件九百円で二件扱って千六百円という考え方がどうもよくわかりませんけれども、積算では九百円で計算をしていらつしやるので、二件なら千八百円が当然ではないか、人が働くのでございすから。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま御指摘のとおり、九百円の場合二件になれば千六百円ということはおかしな感じがしないかと、御指摘もございましたけれども、これは単なる基準でございます。たとえば調停期日に調停委員が出頭された、ところが当事者双方とも出頭してそのままお帰りになるという場合には、実は九百円差し上げておらないわけでございます。減額をしてこれは一日七百円というふうな額を差し上げておるといふことも、総額に影響してまいることかと思ひます。

○山高しげり君 総額に影響ということがあると思いますが、やうなふうだと出てくるわけでございますけれども、やはりお仕事をなさることの基準から言へば一件九百円で、お仕事をなさらなかった場合に減額ということはおかしくありませんか、確かにその調停をなさつて、そして一件ずつなら九百円、二件なら千六百円となることは、何か妥当でないような、筋が通らないようにどうも思われるのでございす。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) いま御指摘のことは、全くごもっともだと思つてございす。と申しますのは、調停委員の日当というものは一体報酬の性質を帯びてゐるものかどうかという点に問題がかかつてゐるのじゃないかと、いふに思われるわけでありす。報酬だといふことになれば、二件ならば増額するのは当然だ。しかし、日当だといふことになれば、奉仕でその日出たというために支給される額でございすので、二件だろうが一件だろうが同じじゃないかという議論も出てまいらうかと思つてございす。したがつて、私どもとしてはこれを報酬といふふうには考へておらないわけでございますけれども、しかし、二件をやつていただくといふことになればそれだけ時間をたくさん使つていただくという意味において、一件の場合よりも二件の場合のほうが額を上げてゐるというのが実情でございす。

○山高しげり君 まあ局長さんにそれ以上お答えを願つたというのが無理かもしれませんので次へ進みますけれども、まあ二件あるのかあるいは三件あるのか私には存じませんが、まあ一人の人が一件、二件というものがなければこの問題はまたおのずから別になると思ひますけれども、大ぜいおいの方の中で、数件持たれる方、あるいは数日一向お仕事をないといったような、そういう問題はどうかございすでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 先ほど申しました調停委員となるべき者に選任された者がから実際に事件を担当する調停委員を指定するのは、各裁判官が指定するわけでございます。したがつて、その裁判官は事件の難易その他によりまして適当と思はれる調停委員を指定されるわけでございますので、ある調停委員の方には事件が少し片寄り過ぎる、あるいはある調停委員の方には事件が一カ月の間少しもないというふうな場合も間々起こり得るかと思ひます。

○山高しげり君 一応ごもっともと承るのですけれども、一カ月も仕事がないような委員さんがこれに適任であるのか、あるいはある問題には非常に適任だけれどもその委員をわすらすような性質の事件がない場合もあるかと思ひます。質の事件がない場合もあるかと思ひます。また先ほどからお話があつたような相当な厳運をなさつた委員さんならば、そうたいへん忙しい委員さんといふわけをお茶をひいてゐるような委員さんと出てこないのではないかと思はれますが、その点はどうかございすでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 小さい裁判所で調停主任裁判官は一人あるいは二人の場合でございす。各調停委員の手持ち件数といふものの全体の見通しがつくわけでございます。ところが、東京とかあるいは大阪といふふうな大きな裁判所になりますと、調停担当の裁判官の数も多くなりまして、したがつて、各調停委員の手持ち件数といふものを把握するといふことが非常にむづかしいわけでございます。したがつて、その担当裁判官は、その事件に適した調停委員を指定するといふ場合に、たまたまた他の裁判官も、この離婚事件はやはり相当複雑困難な事件であるので老練な調停委員をお願いしたいといふことで、同一調停委員を指定するといふ場合も起こり得るわけでございます。したがつて、小さい裁判所ではいまおっしゃつたようなことはあまり起こり得ませんけれども、大きな裁判所では間々あることでございます。

○山高しげり君 やはり私も常識的に考へて、大きな裁判所に問題がどうもありそうに思ひます。たいへん遺憾ながら今回の事件も東京裁判所に起こつたわけでございますけれども、問題の婦人などが相当犯罪とおぼしき行為を行つておりながら、四月辞表が出てそれを当局がまあ認めになるまでに、先ほどの局長さんのお話ではちつとも知らなかったといふふうにお答えになつて、まあそれは当然でしうけれども、この婦人以外の場合でも、どうも不適任ではあるまいかと思ひます。たうな問題が起こることもあり得ると私も思

うのでございすけれども、そういうような場合に、当人が四月三日に辞表を出した、即日これをお受け入れになつたようではございすけれども、私どもが新聞に一月と——当人が一月辞表を出して、四月にその辞表が受け入れられた、その間三カ月あるわけでございますけれども、どういふ場合にでも、私は、多少何だかおかしいといふふうなうわさなどが立ちまして、当局も多少お調べになるとか御心配になつて結末がついていくというのがある世間の普通のことかと思つてございす。したが、何か問題らしいものが起こり、起つてきたような場合には、いままではどういふうちに処置をしてこられておるのでございすでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) これは、先ほど来申しました調停委員の規則という最高裁の規則の中に、調停委員たるにふさわしくない行為があつたときはその選任を取り消すという規定がございす。したがつて、その調停委員の日ごの行状その他によつてどうも調停委員としてふさわしくないといふふうな場合に当該裁判所が認定いたしました。その選任を取り消してしまつたわけでございます。本件の場合につきまして、どうもやはり、東京家裁が私どものほうに報告してまいりましたように、四月の三日まで、辞表の提出があるまでわからなかったといふのが実情じゃないかと思つてございす。と申しますのは、この調停委員の取り扱つた件数なんかから見まして、もしそういうふうな疑いがある、調停委員としてふさわしくない行為があつたといふふうな場合だと、まず取り消しか、あるいは調停委員として事件を割り当てない、いわゆる調停委員として指定しないといふのが実情であらうかと思つてございす。ところが、この調停委員につきましては、昭和四十年年度には十六件、昭和四十一年度には十一件、それから昭和四十二年度は四月やめるまでに五件という事件を割り当てておりました。したがつて、そういうふうないかがわしい風評をかりに担当裁判官あるいは当該家庭裁判所が耳にし

れども、一カ月も仕事がないような委員さんがこれに適任であるのか、あるいはある問題には非常に適任だけれどもその委員をわすらすような性質の事件がない場合もあるかと思ひます。また先ほどからお話があつたような相当な厳運をなさつた委員さんならば、そうたいへん忙しい委員さんといふわけをお茶をひいてゐるような委員さんと出てこないのではないかと思はれますが、その点はどうかございすでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 小さい裁判所で調停主任裁判官は一人あるいは二人の場合でございす。各調停委員の手持ち件数といふものの全体の見通しがつくわけでございます。ところが、東京とかあるいは大阪といふふうな大きな裁判所になりますと、調停担当の裁判官の数も多くなりまして、したがつて、各調停委員の手持ち件数といふものを把握するといふことが非常にむづかしいわけでございます。したがつて、その担当裁判官は、その事件に適した調停委員を指定するといふ場合に、たまたまた他の裁判官も、この離婚事件はやはり相当複雑困難な事件であるので老練な調停委員をお願いしたいといふことで、同一調停委員を指定するといふ場合も起こり得るわけでございます。したがつて、小さい裁判所ではいまおっしゃつたようなことはあまり起こり得ませんけれども、大きな裁判所では間々あることでございます。

○山高しげり君 やはり私も常識的に考へて、大きな裁判所に問題がどうもありそうに思ひます。たいへん遺憾ながら今回の事件も東京裁判所に起こつたわけでございますけれども、問題の婦人などが相当犯罪とおぼしき行為を行つておりながら、四月辞表が出てそれを当局がまあ認めになるまでに、先ほどの局長さんのお話ではちつとも知らなかったといふふうにお答えになつて、まあそれは当然でしうけれども、この婦人以外の場合でも、どうも不適任ではあるまいかと思ひます。たうな問題が起こることもあり得ると私も思

うのでございすけれども、そういうような場合に、当人が四月三日に辞表を出した、即日これをお受け入れになつたようではございすけれども、私どもが新聞に一月と——当人が一月辞表を出して、四月にその辞表が受け入れられた、その間三カ月あるわけでございますけれども、どういふ場合にでも、私は、多少何だかおかしいといふふうなうわさなどが立ちまして、当局も多少お調べになるとか御心配になつて結末がついていくというのがある世間の普通のことかと思つてございす。したが、何か問題らしいものが起こり、起つてきたような場合には、いままではどういふうちに処置をしてこられておるのでございすでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) これは、先ほど来申しました調停委員の規則という最高裁の規則の中に、調停委員たるにふさわしくない行為があつたときはその選任を取り消すという規定がございす。したがつて、その調停委員の日ごの行状その他によつてどうも調停委員としてふさわしくないといふふうな場合に当該裁判所が認定いたしました。その選任を取り消してしまつたわけでございます。本件の場合につきまして、どうもやはり、東京家裁が私どものほうに報告してまいりましたように、四月の三日まで、辞表の提出があるまでわからなかったといふのが実情じゃないかと思つてございす。と申しますのは、この調停委員の取り扱つた件数なんかから見まして、もしそういうふうな疑いがある、調停委員としてふさわしくない行為があつたといふふうな場合だと、まず取り消しか、あるいは調停委員として事件を割り当てない、いわゆる調停委員として指定しないといふのが実情であらうかと思つてございす。ところが、この調停委員につきましては、昭和四十年年度には十六件、昭和四十一年度には十一件、それから昭和四十二年度は四月やめるまでに五件という事件を割り当てておりました。したがつて、そういうふうないかがわしい風評をかりに担当裁判官あるいは当該家庭裁判所が耳にし

ておれば、そういうふうな具体的事件の割り当てはしなかつたのではないかと、ふりに推測いたしますので、東京家裁からの報告のとおり、私も、辞表の受理をするまで、こういう不祥事があつた、あるいはそういうわががあつたということについて、東京家庭裁判所も、また担当裁判官も知らなかつたのではないかと、ふりに考えております。

○山高しげり君 まあ新聞では、おとしぐらいからこしにかけて一億四千万円からの詐欺事件を起こしている、これはいづれ当局のお調べで犯罪の内容が明らかになると思いますが、四十二年の四月の三日に初めて問題が起こつたわけでないだろうか、これは常識で判断ができるのでございませうけれども、もしこの警察のほうのお調べで、新聞の記事のように、一昨年から犯罪行為が行なわれていた、そして裁判所としては四月三日に辞表が出るまで知らなかつたということにございませう、これは裁判所の御怠慢ということになりますね、いかがでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員の監督ということにつきましては、非常にむずかしい問題でございまして、調停委員は裁判所の職員でないわけにございまして、いわゆる奉仕的な仕事をしていたという立場にあられる方々でございまして、裁判所の職員に對する監督のごとく、日常の私生活までわたって目を届かすということとは實際問題としてやっておりますし、また不可能なことじゃないかというふうに考へております。

○山高しげり君 先ほど局長さんが、この婦人の調停委員さんが取り扱った件数について数字をおあげになりましたが、比較的案件をたくさん取り扱つていて、少なくとも一カ月に一件ないしはそれ以上扱つていて、という数字になりますまいが、まあ数字からだけ推すこともできませんが、犯罪のことは別にいたしまして、この福永調停委員は調停委員としては相当優秀な委員であつたということになりましようか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 取り扱ひ件数だけから見てもその調停委員が優秀であるかどうかという判定は、実は私にはかゝるわけにございませう。また私、実は福永調停委員にお目にかかつたこともございませうし、また担当裁判官からどの程度の力量のおありになつた方かということも聞いておりませうので、ただいまの御質問に對しては正確なお答えをいたしかねるわけにございませう。

○山高しげり君 それは御無理かもしれませうけれども、一般論をいたしまして、月に一件以上は取り扱つていらつしたと、ことにやめる年は四月の初めにやめられたのですから、四十二年の一月、二月、三月と三カ月、その中にはお正月休みもあると思ひますのに、五件も持つておられるということは、私どもが常識で判断すると、相当有能な委員さんであつたのではないかと、思ひますけれども、調停の仕事が有能であつても、片一方にこんな大きな犯罪行為があるということ、これはひとりの福永委員の場合だけといへん特別な事例であるとも私どもはやはり思ひませんので、今後におきましてもやはりこういう遺憾な問題が出てこないように、今後続いてまいらるべき家裁の調停委員の任用に對しては、先ほど大臣が、抽象的ではございませうけれども、今後ますます人選に慎重な態度で当たられなければならぬといふことを繰り返しておつしたわけにございませうけれども、御当局としては、あゝいふ事件が起こりましたことについて、今後のことを何かお考へてございませうか。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) こういう事件が起こりましたことにつきましては、先ほど田中法務大臣からお答えのこととおり、私どももいたしましてもまことに遺憾な事件であるといふふうに考へるわけにございませうが、特に新聞に出ております事実が真実であるといふことになりまして、その調停委員から調停を受けられた方々に對する心理的影響と申しますか、そういうものを考へますと、私どもの責任のますます重いといふことを痛感する次第でございませう。したがいまし

て、今後とも調停委員の選任については、厳選の上に厳選を重ね、慎重の上に慎重を重ねてやつていかなければならぬといふふうに考へております。

○山高しげり君 この福永委員が取り扱われた事件の内容というよりなものは、われわれはそれを知ることとは格別法律上の違法ではございませうね。——それでは、参考のためにひとつその資料をお願ひしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 私も実は新聞に出てくる程度しか存じないわけにございませう。と申しますのは、これは捜査段階の事件でございまして、おそろくまだ検察庁にも行つておらないのじゃないかと思ひます。そういういたしますと、警察で被疑事実としての捜査をされておられるわけにございませうので、私どものほうから警察へ照会すること、いかんがなかなと思ひますので、もしできれば所管の警察庁あたりからお聞きいただきたと、こういうふうに思ひます。

○山高しげり君 私のことは足りなかつたようでございませうが、私は、その福永委員が取り扱われた家裁の調停事件でございませう、たとえば離婚を何件扱つたとか、子供の問題があつたとか、こういうその三年間に三十件以上にわたつております取り扱ひの調停事件の内容が知りたいたと、こう申したのでございませう。そのことは、いま局長自身が、調停を受けた人の心理的なあれはどうであらうかと思ふ云々とおつしやいましたけれども……。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員の取り扱ひます事件は、これは家庭の秘密に属する事件が多いわけにございませう。したがいましめて、その記録の内容をお知らせするといふことはいたしかねるわけにございませう。

○山高しげり君 個人のその家庭の秘密のことはよくわかるのでございませうが、そういう個人に因係したことは伏せていたでけつこうでございませう。ただ調停の内容として、どのようなものが

何件ぐらゐあつたかと……。○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 抽象的にどういふ事件を扱つたかといふことは、調査いたしますればわかりますから、お答えいたしたいと思ひます。○山高しげり君 できるだけその許される範囲内におきまして詳しいものをいたしたいと思ひます。で、いろいろ承りましたが、今後この家庭裁判所の調停委員につきまして、抽象的なこととは大臣のおつしやいましたし、局長からも伺ひましたけれども、選任の基準というよりなものをもう少しはつきりしていただくことができないか。それからその任用までの間に、この人は適任であるという推薦があり、何段階かの手続を経て決定をなさいますけれども、この仕事というものは初めてつかれるわけですから、研修と申しますか、そういうふうな課程を今日までも考へて実行しておいでになつたのでございませうか、そのこと。○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 調停委員の研修でございませうが、これは各家裁裁判所におきまして研修をやつておられるわけにございませう。また、調停運営協議会といふものを、全国的な会、あるいは家裁単位のプロックのそういうふうな運営協議会といふものを開きまして、調停委員の方方あるいは新しく調停委員になられた方々に對しては、調停委員の使命といふもの、あるいは調停委員として知つておかなければならぬ法律的な知識と、そういうものについて、まあ研修と申しますか、あるいは協議と申しますか、そういうふうな会を持つて、毎年やつております。○山高しげり君 いろいろありますが、ございませう。まだ伺ひたいことがございまして落ちてゐるようには思ひますので、後日また承らせていただきたいと思ひますが、どうぞひとつ、一人こゝろの問題があつたので、これはその事件の当事者だけの個人的な問題ではどうもなないように思ひますので、今後この調停委員制度はまだまだ続いていくのかと思ひますから、ひとつ嚴重に選任をなさ

り、また的確なその技能の習得というよりなことにも積極的にのお考えをいただきたいと思ひますが、同時にこの推薦につきましても、たいへんこだわりの多いところがあるが、局長がおあげになった幾つかの団体以外でも、こういう人こそ家庭裁判所の調停委員になつて働いてもらいたい人だといふような人がございましたときに、いろいろ民間の組織もまた推薦をさせていただくといふことが可能であるようにひとつお考えが願ひたいと思ひうわけでございます。医師会等の御推薦というのは、医師会がぜひ推薦をさせてくれといふのか、あるいは御当局のほうからひとつその方面から適任者を選んでほしいといふて諮問をなさつたのか、私どもは、その推薦母体といふものがあるのをごさしましたら、もつと幅広く国民の間から適任者が一人も多く任用をされて、この制度の成果があるようにしていただきたい、今回の不祥事件を一つの契機といたしまして、まだまだこの制度にはいろいろ問題点があるように思ひますが、きよはまあ第一回として承つたわけでございますが、質問の終わりにあたりまして私の要望を一言申し上げる次第でございます。

○中山福蔵君 関連して。ちよつと家庭局長にお尋ねしておきたいのですが、この調停委員を選任されたといふことについては、相当これは責任があるわけですね。そこで、新聞、雑誌といふものは、いろいろ、雑誌記者もあれば、新聞記者もあるわけですね。そして、ことにローカル新聞といふものを許可しておる今日は、これはもう新聞記者全体の性格といふものを一応見て、人間の名誉といふものをいかにして擁護するかといふことが反面においては非常な必要なことだと私は思ひます。だから、単に新聞、雑誌にいろいろな記事が出たり消すといふことは、これ非常な私は重大な問題だと思ひます。ことに辞表を出すといふことはおのずからその人のかつてですけれども、これを取り消す——判決が確定しない以上は、国連憲章でも、日本の憲法でも、白だと、こう言われて

おるのですね、その前に取り消すということになると、二重の私は世間の信用を失墜するかと考へるんだと、こう考へておるのですね。その点においては十分ひとつ考慮をしていただかねと、これはまあ選任は厳選といふことが最大の条件であるといふことは、だれしもこれは否定する人はいりませんけれども、一たび選任された人がそういう新聞記事でもって不名誉をこうむる場合においては、これは私は非常な問題だと思ひます。そういう点では、これは小さい国でござらぬ、ちよつとそうそう日本といふものを世界の大国並みになろうといふ今日には、よほど人の名誉といふことについてはお考えを前にしていただいて取り消しの処置を講じないと、とんでもないことになるんじゃないかと思ひます。こういう点についてひとつ御意見を承つておきたい。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) ただいま中山委員から、調停委員に対して非常に御理解のある御発言をいただき、恐縮しておるわけでございますが、本件の場合に、こういうふうな非行と申しますか、犯罪の嫌疑があつたから辞表を受け付けたといふわけではなくて、本件の場合には、先ほど来申し上げましたように、病氣を理由に辞任の届けが出ておりました、当時裁判所といたしまして、でも、こういう事実があつた、あるいはさういふ疑いがかかつておるといふことを知らずに、本人が病氣といふので辞表を受け付けたわけでございます。したがつて、単に風評があるからといふだけで選任を取り消すとかといふようなことはしないで、やはりいま仰せのとおり慎重にその点を検討した上で取り消しをする場合にはしなければいけないといふふうに考へております。

○中山福蔵君 もう一点だけお伺ひします。先ほど六十四を標準にして大体選任しておるといふことがございまして、そこで、六十四といふことと私の聞き間違いかしれませんが、とにかく一定の年限を制限して選任する方針をとつておられます。これは私ある裁判所で承つてゐるんですが、

ね。そこで、私は年寄りのために、これは抗弁しておかなくやならぬと思ひます。この席で一番私が年寄りでしょう。それでね、選挙のときなんか年寄りは引き下がれといふ演説をよくやるのです、若い人が。その若い人が、さういふ演説をしたが、三人とも死んで、私より先にね。だからこれはよほど考へられぬと、脳の細胞のいろいろな活動といふものがその人の健康に宿つていて見ている。だから、さういふことを旧来の思想にとらわれて年寄りをいじめるといふようなことは、すこぶるよろしくないと思ひます。だから、これは要するに、多年の経験を積んで、さうして学識経験があり、また非常に常識も豊富な人は、私はやはり調停委員たるの資格があると思ひます。私には、抽象的に、一般的に、たとえば裁判官の年限を制限するかのとき態度でいわけゆる調停委員を選ばれるのではとんでもない間違いが起るのじゃないかと思ひますが、この点はどうですか。最後の質問なんです。

○最高裁判所長官代理者(細江秀雄君) 先ほど六十四歳といふことを言ひましたのは、これは全国の家庭裁判所の調停委員の平均年齢が六十四歳であるといふことを申し上げたわけですね。最高裁判所といたしましては、調停委員選任の年齢の基準といふものは設けておらないわけでございます。これは、先ほど来申し上げましたように、各家庭裁判所におまかせしておるわけでありまして、中山委員がいま仰せの、ある裁判所では最初の任命のときの年齢に制限を加えておる裁判所があるといふふうにおつしやいましたけれども、これは確かに、東京、大阪などにおきましては、あまり老齢の方は最初に調停委員として任命はしておりません。ただ、その方たちが十年たち、あるいは十五年たち、八十になられた方もあるわけでございます。以上、まあ最初に任命する際には、なるべく六十五以上の方は選任しないといふふうな内規をつくつておられる裁判所もあるようでございます。しかし、先ほど仰せのとおり、人間の能力といふものは各個人差があるわけでありまして、それで、調停委員

につきましても定年制をしたらどうかといふことが従来から言われておりますけれども、一体定年制をしくことが可能かどうかといふことも、各個人の個人差によりまして一がい筋を引いてしまふといふことは困難であり、また社会の経験を積まれた年八十歳になつてもなおかくしゃくとしておられる方もおありになるわけでございますから、さういふ方にはやはり調停の場で御活躍をいただくことも必要かといふふうに考へておりますので、私どももいたしまして、最高裁判所としていまのところは年齢の基準はきめておりません。

○龜田得治君 私は、内河氏に対するソ連におけるスパイ事件の判決、この問題に關して、本日はまあ主として資料をお願いするといふ立場から若干質疑をしておきたいと思ひます。

最初に、内閣の調査室としても非常にこの事件は注目をされておると思ひますが、新聞で拝見いたしますと、判決文の要旨が外務省に届いたようでありまして、当然調査室のほうにもその写しが回されておると思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(大津英男君) 判決文はまだ届いておりません。それから、判決文は来ておらないけれども、公判を傍聴したモスコ大使館の係官の、何と申しますか、傍聴しましたところによりまして判決の要旨といひますか、さういふものが来ておると聞いておりますが、内容の詳細については承知しておりません。

○龜田得治君 その要旨は、内閣調査室のほうにはもつとつておらないのですか。

○説明員(大津英男君) 書類になつておりませんので、いただいております。

○龜田得治君 内容は聞いておりますか。

○説明員(大津英男君) 大体聞いておりますけれども、内河が自供をしておるといふようなことかと思ひます。

○龜田得治君 問題点がいろいろあると思ひますし、いずれ判決の全文を見る段階が来れば、その段階でさらにお尋ねしたいと思ひますが、

○説明員（大津英男君） 外務省のほうから私のほうから

○亀田得治君　ロシア語関係ですね。
○説明員（大津英男君）　そのようでございます。

○龜田得治君　それでは、四つの団体の規約、主要役員、それから事業予算、これらも明らかにし

ですが、まあ金額が一番多くて、そうして毎年どうもこれがふえていっておるようですね。した

がって、外部から見れば、これが内閣調査室の一
番関係の深い団体、これはやはりそういうふう
に評価されます。そこに創立以来いた内河さん、こ
ういうことですから、これは相当私は重大なやは
り外部から見れば問題になろうと思ふんですね。
で、もう少し若干関係事項を聞きますが、この
政経調査会以外に相当委託費が出ておるようす
ね。何団体ぐらい出ておりますか。

○説明員(大津英男君) 全部で十一団体ございま
す。

○龜田得治君 昨年度のこの結果から見ますと
と、十一団体で総計幾らぐらい出ておりますか。
○説明員(大津英男君) 昨年度で十一の団体で五
億七千五百万円でございます。

○龜田得治君 まあ十一団体で五億。一団体に對
して二億近くということですから、非常なこう違
いがあるわけですね、外部から見ると重みという
のは。十一団体というのはどういふ団体です。

○説明員(大津英男君) 日本放送協会、内外情勢
調査会、共同通信社、ラジオプレス、共同通信社
開発局、海外事情調査所、世界政経調査会、東南
アジア調査会、国際情勢研究会、国民出版協会、
民主主義研究会、そういうことでございます。

○龜田得治君 いまおっしゃった団体に対するこ
の各年度の委託費ですね、これもひとつ一覽表に
して出してほしいと思ふのです。

○説明員(大津英男君) 承知いたしました。

○龜田得治君 それから、その十一団体の責任
者、規約、そういう点も——それと、まあ規約を
見れば目的はわかりますからいいですが、そうい
う点もひとつ明らかにしてほしいと思ふます。よ
ろしいな。

○説明員(大津英男君) はい。

○龜田得治君 まあきょうは大体こういう資料を
ひとつ求めておきまして、次回にさらに突っ込ん
だ質問をしたいと思つておりますが、最初あなた
からお答えになったように、内河さんは自供して
おるといふことよりですね。そうしますとね、
どうなるのですか。公判廷で、日本大使館の係の

方が傍聴をされるその前で自供をしておられる
と、自供の中身は、この新聞等で報道されておる
ように、日本政府から頼まれたという意味のこと
を言うておる。ということになりましてね、その
頼むのは、これは一体どこなんですか。現在の機
構からいうたら、あなたの調査室しかないのじゃ
ないですか。

○説明員(大津英男君) 内閣調査室としては、そ
ういうことについて委託をしたと、頼んだという
ことがございせんので、まあその点、本人が世
界政経調査会に前に在職をしたことがあるという
ことで、まあ伝えられるような行動と結びつけて
そういうふうな解釈をされたのじゃないかと、そう
いうふうには私は想像しておるわけでございます。

○龜田得治君 あなたのほうから直接この内河さん
に頼んだんじゃないし、世界政経調査会の諸君
にこう頼むと——しよつちゅうこう連絡があるわ
けでしよ、ばく大な委託金を出してございま
すし、室長なりあるいは部長などが知らぬ間にそ
ういふことが行なわれるということがあるのじゃ
ないですか。そこで、調査会に政府が頼む、そう
いう形で、政府の人が——政府として言えぬか
もしれぬが、政府の人が、そうすると、調査会の役
員が今度は、内河さんあちらへ行くならひとつこ
ういふこと、これも非公式に——どうせ非公式
ですよ、こんなことは。非公式に言われておるの
で、ひとつそのつもりで、それは言うておるか
もしれぬですね。そういうことを内河さんは日本
政府からこれは頼まれておるのだと自分は理解し
しゃべつておるかもしれぬ。そこまでの間、あな
た監督はできるのですか。

○説明員(大津英男君) いままで私いろいろ調べ
てみましたけれども、そういうふうな頼んでお
る、団体に対してもそういうことを委託をする
というふうなことはありせんので、そういうこと
は何かの間違いではないか、かように考えており
ます。

○龜田得治君 その辺が、本人のこれは証言です
ね、室長なり部長が頼まぬから日本政府とは関係
がないのだと、私はそういうものじゃないかと
思ふのです。外部から見たら、外国側から見
たら、それは皆さんのほうはいろいろ正規の仕事
あるでしょうが、それに関連して、できるだけ関
係のあるものは集めてこい、集まつてくれば、や
はり、うん君はなかなか大いに腕がいいといつた
ようなことになるのでしよ、平常は。私は調査
の仕事というものはそういうものだと思うので
す。地位では一番上にいたつて、その人がそう
いう一々研究員なり調査員のやつておることまで
わかるものじゃないですよ。だから、そういう点に
ついて、絶対にそんなことはないというふうな
ことをここで断言できますか。

○説明員(大津英男君) 私はないというふうに信
じております。

○龜田得治君 思ひだけでしよ。
○説明員(大津英男君) 信じております。

○龜田得治君 しかし、なんでしよ、皆さんは
外国のいろいろな事情を知りたがつておるの
でしよ。これは大臣に來てもらつて本格的に一度
議論しなければならぬことですが、それはあなた
内閣の調査室の規約なり内規なり、いろいろなこ
とにあるはずですよ。ともかくいろいろな材料、資
料を集めて、そういうものがあるのには、それに
従つて忠実にやつたら今度はこういふふうになつ
た、そういうふうになると、そのものほうは、
おれはそんなものは知らぬ、こうなつたんでは、
ちよつと私はつじつまが合わないやうに思ひ
ますね。内閣調査室の何か調査活動についての規
約なり、そういうものはあるんでしよ。

○説明員(大津英男君) 規約というふうなものは
別段ございせん。私どもは公務員法に従つての
勤務規律というところでやつておるわけございま
すが、あとは特別に何かその規約というふうな
ものをつくつておるといふようなことはございま
せん。

○龜田得治君 調査室の目的はどういうことに
なつておりますか。

○説明員(大津英男君) 内閣の重要政策に關する
情報の収集及び調査、それから各行政機関の行
なう情報の収集であつて重要政策に關するものにつ
いての連絡調整、こういうことが内閣調査室の仕
事になつております。

○龜田得治君 そういふふうには書いてあるの
では、あらゆることがこれは入つてくるんで
すよ、全部あなた内閣の政策に結びついていくわけ
ですから。まあきょうはあなたに對してあまり
じめじめと始めらぬわけで、先ほど申し上げたい
いろいろな資料を至急これ出してくだされ。

○説明員(大津英男君) わかりました。

○龜田得治君 そうして、いすれ私、いま申し上
げた点は、これは最高責任者に聞きますから
われわれとしてもまた別個に調べながら聞くわけ
ですから、あまりごまかしでもそれはばれぬわけ
でね。あとからはばれてからどうも頭をかくよう
なことじゃないし、やはりこれだけこう注目され
た以上は、真相を明らかにする。ある人は、それ
は当然じゃないかと、こういう意見もあるわけな
んです。あなたの方の中にもあるのじゃないで
すか、腹の中は。いろいろあるのです。だから、
ざつぱらんな質疑をしてみたいと思ふので
す。それはソ連もやつておるし、アメリカもやつ
ておるのであつて、お互いが自分のことは抜きに
して、ほかの国にかこつけてそういう意見を言
う人もあるしね。だから、この真相はどうなの
か、これはやはりはっきりしなければいかぬと思
ふです。本人が公判廷でそういうことを自供して
いるんですからね。それを簡単に日本政府とし
て、いや私のほうはそんなことありませんと、そ
れだけではやはりちよつと通用せぬと思ふので
す。筋の通るひとつ答弁ができるやうに、大臣に準
備しておくやうに言うておいてください。じゃ、
きょうは……。

○委員長(淺井孝君) ほかに発言もなければ、本
件の質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十七分散会